

山口線特別急行利用促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、JR山口線を走行する特別急行「スーパーおき」を利用した者に対し、市が特急料金の一部を助成することで、市民の移動手段の選択肢を広げ、公共交通の利便性向上、利用促進に資することを目的とする。

(実施主体及び運営主体)

第2条 この事業の実施主体は山口市とする。ただし、事業の運営の一部は市長が認めた団体（以下「運営受託者」という。）に委託することができるものとする。

(対象及び交付額)

第3条 この助成金の交付の対象は、特別急行「スーパーおき」を利用した、阿東及び徳地地域に在住の65歳以上の者とする。

2 この助成金の交付の対象となる経費及び助成額は別表1に掲げるとおりとする。

3 前項の助成金は予算の範囲内で交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 この要綱に基づき助成金の交付を受けようとする者は、山口線特別急行利用促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類とともに別表2に掲げる窓口へ申請しなければならない。

(1) 阿東・徳地地域に居住していることが分かる書類

(2) 特別急行「スーパーおき」の利用及び助成対象経費が確認できる特急券

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則として、特別急行「スーパーおき」を利用した日の属する月の翌月末（3月利用分については当月末）までに行わなければならない。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

3 同一の助成金申請者が、本助成金の交付を受けることができる乗車回数は、同一の月において4回までとする。

(助成金の交付決定及び交付)

第5条 市長又は運営受託者は、前条の山口線特別急行利用促進事業助成金交付申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請者へ助成金を交付するものとする。

2 市長又は運営受託者は、前項の規定による助成金の交付を決定しようとする場合、必要に応じて、当該助成金の交付について、条件を付することができる。

(助成金の交付の取消し等)

第6条 市長又は運営受託者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって助成金の交付を受けたとき。

- 2 市長又は運営受託者は、前項の規定により助成金の交付の全部又は一部を取り消した場合、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。

別表1（第3条関係）

補助対象経費	補助額
特別急行「スーパーおき」を利用した際の特急料金 ただし、発着のいずれかが山口市内の鉄道駅であることとする	1乗車につき上限 760円 (760円に満たない場合は実費額) また、同一の助成金申請者が、本助成金の交付を受けることができる乗車回数は、同一の月において4回までとする。

別表2（第4条関係）

窓口	所在地
阿東総合支所 地域振興課	山口市阿東徳佐中3417番地2
山口市阿東地域交流センター 篠生分館	山口市阿東生雲東分74番地7
山口市阿東地域交流センター 生雲分館	山口市阿東生雲中188番地2
山口市阿東地域交流センター 地福分館	山口市阿東地福上1697番地

山口市阿東地域交流センター 嘉年分館	山口市阿東嘉年下28番地1
徳佐駅	山口市阿東徳佐中
山口観光案内所	山口市惣太夫町2番1号
新山口駅観光交流センター	山口市小郡令和1丁目2番6号